

# 郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会開催要綱

## (趣旨)

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）の策定及び改定に当たり、専門的見地から広く意見を聴取するために開催する郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郡山市人口ビジョン 本市における人口の現状及び将来の見通しをとりまとめたものをいう。
- (2) 郡山市総合戦略 郡山市人口ビジョンを踏まえた本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。
- (3) 「産官学金労言士」 産業、関係行政、教育、金融、労働、報道及び士業をいう。

## (懇談会の役割)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 郡山市人口ビジョン策定及び改定に関すること。
- (2) 郡山市総合戦略策定及び改定に関すること。
- (3) その他本市における人口減少社会を見据えた取組に関すること。

## (懇談会の構成)

第4条 懇談会の委員は、14人以内とし、「産官学金労言士」等の分野について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員への依頼期間は、1年以内とする。

3 懇談会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

## (会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 懇談会は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が懇談会を進行する。

4 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、政策開発部未来創造課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。